

結婚祝※



地域の運動会・
スポーツ大会への
飲食物等の差入



お祭りへの
寄附・差入



町内会の集会・
旅行等の催物への
寸志・飲食物
の差入



みんなで徹底しよう
三ない運動

贈らない!

求めない!

受け
取らない!

これらのものも、政治家の
寄附禁止の対象となります。

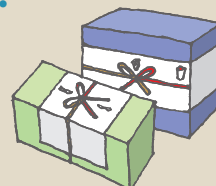
落成式・
開店祝等の
花輪



病気見舞



御歳暮・
お年賀



入学祝・卒業祝



葬儀の花輪・
供花



香典※



※政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。

『時候のあいさつ』などにも制限があります。

政治家が選挙区内にある者に年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ（電報も含む）を出すのは、「答礼のための自筆によるもの」以外は禁止されています。



金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。政治家の後援団体（後援会など）が行う寄附も、政治家の寄附同様に禁止されています。「後援団体の設立目的により行う行事または事業に関する寄附」は例外とされていますが、この場合も花輪、供花、香典、祝儀などや選挙前一定期間にされるものは禁止されています。（総務省資料より）

出典：総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html)

次回定例会

12月8日(火) (開催予定)
午前10:00~

皆さんの傍聴を
お待ちしております

問い合わせ先
TEL 48-1111
FAX 48-1711
議会事務局へ

議長 都築清子
副議長 竹内秋男
委員 久保秋男
委員 小柳みゆき
委員 竹内卓美
委員 新美三喜雄

議会だより編集特別委員会
(都築清子)

いくつもの諸行事が中止になり、季節感がいまひとつ感じられないまま、いつの間にか春夏を過ぎ「○○の秋」となりました。ようやく暑さが和らいだある日、東の空に大きな虹がかかりました。緑豊かな風景と自然からの贈り物との共演に、しばし時を忘れ眺めていました。美しいものを美しく思える心眼は、いつの日も忘れたくないと思います。

編集後記